

7月は福岡県同和問題啓発強調月間です

同和問題とは

同和問題とは、特定の地域の出身であること等を理由に、結婚や就職などにおいて不利な扱いや差別的言動を受けるという、日本固有の人権問題であり、国民全体として解決すべき課題です。

これまでの同和問題の解決に向けたさまざまな対策により、一定の成果が上がっているところですが、差別的な事象は後を絶たず、今もなお差別に苦しむ人々がいます。

特に近年では、インターネット等を悪用した、差別を助長するような情報発信や悪質な書き込みなど、情報化の進展に伴って差別に関する状況の変化が生じています。

このような状況を踏まえ、平成28年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

正しい知識を身に付け、人権文化のまちづくりを

本市では、福岡県同和問題啓発強調月間である7月に、さまざまな啓発事業を行っています。こうした事業への参加を通じて、市民一人ひとりが人権尊重の精神を正しく身に付け、人権を尊重することが市民の日常生活の中で当たり前の行動として自然に現すことができるような社会を、市民みんなで築いていきたいと思います。



部落差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に

これを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

同和問題啓発強調月間の催しなど



街頭啓発

いずれも7月1日(月)。ギラヴァンツ北九州の選手が参加する出発式は、16時から小倉駅JAM広場で。▼門司区 16時から柳町商店街で ▼小倉北区 16時から小倉駅JAM広場、小倉駅前。ペダストリアンデッキ、魚町銀天街、小倉井筒屋前、リバーウォーク北九州前。▼小倉南区 13時40分からサンリブシティ小倉、サンリブもりつねで ▼若松区 11時からサンリブ若松前、イオン若松ショッピングセンター前で ▼八幡東区 16時から中央区商店街で ▼八幡西区 16時30分から黒崎駅前で ▼戸畑区 16時45分から戸畑駅前で。☎人権推進センター同和対策課 ☎582・2440。

地域交流センターの講演会

私と同和問題とのかかわりを通して今思うこと 講師は山九人権啓発担当参与・原田憲正さん。▼木屋瀬(八幡西区野面一丁目、☎617・7980) 7月6日(土)14時～15時30分 ▼蛭田(小倉南区横代東町二丁目、☎961・0964) 7月12日(金)19時～20時30分 ▼新門司(門司区吉志新町二丁目、☎481・4599) 7月13日(土)10時～11時30分 ▼山田(小倉北区篠崎五丁目、☎581・4159) 7月19日(金)14時～15時30分

下富野(小倉北区下富野五丁目、☎521・3266) 7月20日(土)10時～11時30分。

同和問題の今、そして未来に向けて 講師は福岡県人権施策推進懇話会会長・稲積謙次郎さん。▼北方(小倉南区北方三丁目、☎931・6594) 7月19日(金)14時～15時30分 ▼楠橋(八幡西区楠橋西二丁目、☎617・0308) 7月24日(水)19時～20時30分 ▼貴船(小倉北区東篠崎二丁目、☎921・5303) 7月26日(金)14時～15時30分。

人権週間の標語・ポスターの募集

▼標語 賞・賞品は入選(10点)1万円分の商品券、佳作(25点)5000円分の商品券など ▼ポスター 大きさはB3判の画用紙。「人権週間」と12月4日～10日の文字を必ず記入。賞・賞品は最優秀賞(1点)5万円分の商品券、入選(10点)1万円分の商品券、佳作(20点)5000円分の商品券など。

共通 15歳以上(中学生は除く)。自作、未発表のもの。作品は返却しません。入選作品の著作権は、北九州市に帰属し、市が行う啓発事業に使用します。申 作品の裏(標語は、はがきか募集チラシ)に住所、氏名、年齢(学生などは学校名と学年)、電話番号を書いて標語の団体応募の場合はそれぞれの作品の作者名を記載した上で、代表者の氏名、連絡先を明記)9月2日までに人権推進センター人権文化推進課(〒803・0814小倉北区大手町11・4)へ。募集チラシは各区役所総務企画課・出張所、各市民センターで配布中。

人権推進センターのお知らせ

☎562・5010

7月1日から「パートナーシップ宣誓制度」がスタートします

一方が双方がLGBT当事者の20歳以上の二人が、お互いをパートナーとして、「人生を共に歩むこと」を市長に宣誓する制度です。「婚姻」のような法的効力はありませんが、市として、二人の生き方を後押ししようとするものです。

人権推進センター(小倉北区大手町、大手町ビル8階)に必要書類を提出した後、二人で「宣誓書」に署名していただきます。(7日前までに電話予約が必要) 後日、「パートナーシップ宣誓書受領証」をお渡しします。

※LGBTとは、レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲイ(同性を好きになる男性)、バイセクシュアル(異性も同性も好きになる人)、トランスジェンダー(体と心の性が一致しない人(性同一性障害者を含む))の頭文字で、性的少数者の総称の一つとして使われています。

人権啓発マンガ「モモマルくん」を考えよう！5を発行しました



▲作画は本市在住の漫画家・萩岩睦美さんが担当しています。

トランスジェンダー当事者の「オオカミくん」が、本当の自分について森の仲間たちに「カミングアウト」するまでが描かれています。

冊子は人権推進センターで配布しているほか、各市民センターでも読むことができます。